

横浜市戸塚区選挙管理委員会会議傍聴要綱

制 定 平成 21 年 10 月 21 日
最近改正 令和 6 年 3 月 25 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市戸塚区選挙管理委員会規程（平成 21 年 10 月 21 日戸塚区選管規程第 1 号）第 8 条に規定する会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、会議を開催する会場の受付で、別記様式に規定する横浜市戸塚区選挙管理委員会会議傍聴申請書（以下「申請書」という。）に自己の住所及び氏名を記入の上、所定の席につかなければならない。

2 傍聴の申請は、会議開始 30 分前から会議開始 10 分前までとする。

3 第 1 項において、申請書を提出した者が、次条に定める傍聴人の定員を超えるときは、抽選により決定する。

4 前 3 項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって横浜市戸塚区選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）が認める者は、会議を傍聴することができるものとする。

（傍聴人の定員）

第 3 条 傍聴の定員は、4 人とする。ただし、前条第 4 項に定める委員会が認める者は含まない。

（会議を傍聴することができない者）

第 4 条 次に掲げる者は、会議の傍聴をすることができない。

- (1) 凶器等他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛にすることとし、拍手その他の方法により、会議中の発言に対して批評し、又は可否を表明しないこと。
- (2) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 前4号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 会議を非公開とするときは、傍聴人は退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、この要綱に違反した傍聴人に対して、退場を命じることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴することができない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式 1（第 2 条 関係）

受付番号

横浜市戸塚区選挙管理委員会会議傍聴申請書

年 月 日

横浜市戸塚区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日開催の横浜市戸塚区選挙管理委員会
会議の傍聴を申請します。

（申請者）

住 所

ふりがな
氏 名

※個人情報を、傍聴に関する事務の目的以外に利用又は提供することはありません。

別記様式 2（第 2 条 関 係）

受 付 番 号

横浜市戸塚区選挙管理委員会会議傍聴券

年 月 日

横浜市戸塚区選挙管理委員会委員長

年 月 日開催の横浜市戸塚区選挙管理委員会
会議の傍聴を承認
します。

（申請者）

住 所

ふりがな
氏 名

※ 次の注意事項を遵守してください。

- (1) 会議開催中は静粛にすることとし、拍手その他の方法により、
会議中の発言に対して批評し、又は可否を表明しないこと。また、
所定の席につき、傍聴すること
- (2) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器の電源を切るこ
と。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許
可を得た者は、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前 4 号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、議事運営に支
障となる行為をしないこと。

※ 上記事項をお守りいただけないとき、または、会議を非公開とす
るときは、退席していただくことがあります。